

令和4年度（2022年度）事業計画

I はじめに

(1) センターを取り巻く社会経済環境について

① 今後の経済・社会情勢の見通しについて

- シルバー人材センター事業に影響を与える今後の社会経済情勢見通しについて、昨年12月に政府で閣議了解された令和4年度の政府経済見通しでは、「令和4年度の経済財政運営の基本的態度」に基づき、「経済対策」を迅速かつ着実に実施すること等により、実質GDP成長率は、3.2%程度、名目GDP成長率で3.6%程度と見込まれる。GDPは過去最高となることを見込まれ、公的支出による経済下支えの下、消費の回復や堅調な設備投資に牽引される形で、民需主導の自律的な成長と「成長と分配の好循環」の実現に向けて着実に前進していく。また、消費者物価（総合）変化率は、0.9%程度と見込まれる。

ただし、引き続き、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。労働・雇用では、社会経済活動が正常化に向かう中で、雇用者数は増加し（対前年度比0.4%程度の増）、完全失業率は低下する（2.4%程度）」とされました。

- 令和4年2月に内閣府が発表した令和3年10～12月期の国内総生産（GDP）速報値（1次）では、実質成長率が1.3%（年率5.4%）、名目成長率が0.5%（年率2.0%）と二四半期ぶりのプラス成長となりました。令和3年（暦年）通年では、実質成長率が1.7%、名目成長率が0.8%と令和2年の実質成長率▲4.5%、名目成長率▲3.6%から一転してプラス成長となったものの、成長率は低い水準に止まっている状況です。

- 現下の社会経済状況について、令和4年2月の内閣府月例経済報告では、「景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。個人消費は、このところ持ち直しに足踏みがみられる。企業収益は、感染症の影響が残る中で非製造業の一部に弱さがみられるものの、持ち直している。雇用情勢は、感染症の影響が残る中で、引き続き弱い動きとなっているものの、求人等に持ち直しの動きもみられる。消費者物価は、底堅さがみられる。

先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動が継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、感染症による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。」などとされています。

特に雇用情勢については、国の調査（令和3年分）では、完全失業率が年平均2.8%と前年同率で推移し、有効求人倍率は年平均1.13倍と前年比0.05ポイント低下であり、引き続きのコロナ禍による景気への影響のため、概ね前年と同一水準のまま推移しています。

- 政府は、こうした社会経済情勢の中で、一昨年から2年以上に及ぶ新型コロナウイルス感染症、特にオミクロン株が急拡大、まん延する中で、本年1月に入り新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、まん延防止等重点措置を実施しました。対象の都道府県は2月には36都道府県まで拡大された後、一部解除されましたが、依然として新型コロナウイルス感染症の状況は予断を許さない状況が続いており、その収束の見通しは未だ立っていません。
- このように新型コロナウイルス感染症の拡大による国内外での経済、社会への影響が続く中、令和4年度の景気の先行きについては、景気の持ち直しの動きがある一方で、依然として下振れリスクが懸念される状況が続くものと見込まれています。

現下のコロナ禍、社会経済状況が令和4年度も続くことになれば、感染による重症化リスクのある高齢者の就業意欲を減退させ、シルバー入会会員の減少を招きかねず、また、景気の動向によっては、公共・民間・独自事業の休廃止や縮小により会員の就業機会や事業収入が大きな減少する恐れがあるなど、センターの事業運営にとっては、令和4年度も同様に厳しい状況が続くものと考えざるを得ません。

② 少子高齢社会の進展、国、区の動向及び会員状況について

- 現在、国は人生100年時代の到来を見据えて、子どもから現役世代、高齢世代までを広く支えながら、少子高齢化という大きな壁を克服するため、全世代が安心できる社会保障の実現に向けて、年金、労働、医療、介護、子育てにわたる制度改革を進めています。そして若者、高齢者、女性、障害や難病のある方も皆が活躍できる地域共生社会の実現に取り組むとしています。
- 豊島区は、本年3月に策定した基本計画（後期）において、コロナ禍を乗り越えて、今後、2030年に向けた国際アートカルチャー都市を将来都市像とするSDGs未来都市を実現するために、令和4年度（2022年度）からの4年間、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、SDGs（誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指して経済・社会・環境の諸課題を解決していく）の推進及び参加と協働によるまちづくりの推進により、全ての施策を向上させるとしながら、中長期的な地域づくりの方向として、すべての人が地域に共に生きていけるまちの実現を進めていくとしています。
- 区内の65歳以上の高齢者人口は令和4年1月現在、56,914人、人口の高齢化率は、20%で年々増加しており、ひとり暮らし世帯の高齢者も増加しています。一方で、元気で健康な高齢者も増加しています。

- センター会員数は、高齢社会と言われながらも、企業の 65 歳雇用継続制度の定着などの影響から、平成 30 年度（2018 年度）までの数年間、微増減を繰り返しています。令和元年度（2019 年度）に会員増強や就業拡大の取り組みにより 23 区で一番の増加率で会員が 100 人近く増加したものの、ここ 2 年間はコロナ禍のため入会会員数が低迷しています。なかでも 60 歳代の高齢者、女性の会員加入が進んでいません。

このため、会員の平均年齢は上がり続け、現在は約 74 歳となっており、また女性会員の割合は男性会員の約 2 分の 1 に止まっています。さらに、令和 3 年度から施行される改正高年齢者雇用安定法による 70 歳までの雇用継続や起業・業務委託等による高年齢者の就業機会確保制度化の影響から、シルバー人材センターへの加入時期が今まで以上に遅くなり、これに伴う会員数の減少や会員の高齢化、加入期間短縮などが今後、懸念されています。

- 当シルバー人材センターは、こうした区内の高齢者の状況や国や区の計画・施策を踏まえて、地域の高齢者の健康、生きがい、収入等の意向に応じた就業機会を提供することで地域の活力を引き出しながら、少子高齢化に伴う地域の人手不足、子育て世代、高齢者介護への支援を始めとする様々な地域で生起する諸課題の解決に貢献していくことが求められています。

③消費税インボイス制度導入によるセンター運営への影響について

- 今後のセンター事業運営に大きな影響が見込まれる消費税インボイス制度が、令和 5 年 10 月から段階的に導入されます。この制度が導入された場合、当センターは、現在のように会員との請負・委任契約に基づく配分金の支払いの際に預かり消費税額相当分の仕入れ控除ができなくなります。消費税インボイス制度では、会員は消費税免税事業者のため、センターの消費税仕入額控除に必要なインボイスの発行ができないことから、センターは、毎年度、会員配分金に含まれる預かり消費税相当額を令和 5 年度から令和 11 年度にかけて一定の緩和措置があるものの、新たに多額の消費税額（令和 11 年 10 月からは、令和 2 年度決算ベースで概算で約 5,700 万円相当額）を国に納付せざるを得なくなります。

- これまで、公益法人として毎年度、収支相償の観点から事業運営を求められてきたセンターとして、このような多額の税負担に応じられるような財源はありません。まさにセンターの存立にかかわる重大な問題であると言えます。

当センターが、今後とも公益事業を担う法人として、地域の高齢者のいきがい、社会参加のために、就業の機会提供や参加活動を推進するなど、持続した法人運営を図っていくには、この喫緊の課題に対して、センターを挙げて取り組んでいく必要があります。

④求められるセンター事業運営について

- 現在、事業の持続・安定的なセンター運営を図る上で、こうしたコロナ禍の影響、変化する経済社会状況及び消費税インボイス制度導入等への対応といった課題が山積しています。

当センターは、今後、続くコロナ禍での厳しい経済社会状況下、懸念される諸課題に対して、事業・運営への短期・中期にわたる影響を十分見極め、必要な対応策を的確に講じながら、地域の多くの就業意欲のある高齢者の意向に応える就業機会等を提供して、持続した高齢者の生きがい・社会参加を推進し、活力が溢れる地域社会づくりに貢献していかなければなりません。

さらに、豊島区が「SDG s 未来都市」、「自治体SDG s モデル事業」をダブル選考されたことにより、センターも「としまSDG s 都市宣言」の理念のもと、SDG s を推進しながらの事業運営が求められています。

(2) 令和3年度センター事業運営の実績（見込み）と主な課題について

①令和3年度の取り組み状況について

- 令和3年度は、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの5年間の事業展開と組織運営の方向性を示した「第二次中期計画」に基づいて、計画4年次目に当たる令和3年度事業計画を策定しました。

当該事業計画に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を図りながら、懸案である会員増強及び就業拡大に取り組み、安全就業対策、適正就業対策を引き続き実施するとともに、5年目となった生活支援サービス事業（「生活支援お助け隊」）や労働者派遣事業の継続実施に努めてきました。

- しかしながら、年度当初から、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大が続き、入会会員数の減少やセンター事業の休止・縮小など、会員の生活、就業とともにセンター事業運営に厳しい影響が続いた1年となりました。

②契約金額・会員数・就業率の状況について

- 令和3年度の会員数は、一昨年来の新型コロナウイルス感染症拡大が続く中で、高齢者の感染リスクへの懸念や当センターの新規会員勧誘、PR活動の制約などから、目標の1,650名を下回る**1,582名**となりました。
- 就業率は、公共事業の受託継続の一方で、民間事業では必要な就業会員の確保が難しい状況が続いたことや事業受託件数の減少から、目標の80%を下回り、**75.2%**となりました。
- 契約金額は、新規拡充事業として、令和2年度からのキッズパーク運営管理業務や雑司ヶ谷公園管理事業及びアートトイレ設置公園清掃事業などを受託したことにより、安定した事業運営ができました。しかし、他方で、数度にわたる新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言等により、民間分野では企業や家庭からの発注件数が減少し、民間就業の会員が不足するなど、民間分

野全体の受託件数・契約金額の減少が生じ、目標金額の7億2,000万円をやや上回る7億2,797万円となりました。

③センター事業運営上の主な課題について

○ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大が3波にわたり、感染症予防対策をセンター、会員とも講じていたにもかかわらず、24人の感染者がありました。また、就業についても家庭、事業所からの受託件数が減少した民間事業や感染対策として事業を休止・縮小した独自事業などの事業運営のみならず、感染リスクを避けたい会員の就業の一時休止など会員就業にも多くの影響が生じました。

○ コロナ禍や変動する社会経済状況のなかであっても、会員の感染防止を含む安全を十分確保しながら、地域の高齢者の就業意欲に応えられるよう、シルバー就業の維持し、拡大を一層進めて、法人運営の安定が図られるよう取り組んでいかなければなりません。

特に、現在の会員状況を改善するため、60歳代、女性を中心に会員の加入促進に取り組んでいく必要があります。また、民間分野での派遣を含む就業を維持・拡大して、高齢者の就業意向や地域の就業意向に十分に応じられるよう、多様な就業機会を提供していかなければなりません。

加えて、法人の持続的、安定的な運営の為に、令和5年10月から予定されている消費税インボイス制度導入に向けた対策を講じていかなければなりません。

(3) 令和4年度センター事業運営の基本的な考え方について

○ 中期計画の最終年度となります令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響のため大きく変動が見込まれる社会経済状況の下、地域社会では、少子高齢化が一層進み、子育て、環境、介護をはじめとする諸課題を抱えていくこととなります。

センターは、その解決に寄与すべく、意欲ある高齢者の活力を生かしながら、地域での活躍する場を広げていく「生きがい就業」を一層推進していきます。

○ 豊島区が持続可能なまちづくりのために、今もとめられているアクションである「としまでできるSDGsチャレンジ」を積極的に推進し、センターが地域社会ととともに持続して発展していくために、女性をはじめとする多様な経験、能力を持つ、より多くの高齢者の方々に対してシルバー会員加入を広く求めていきます。高齢者の意向に十分応えながら、会員の増強と公共・民間事業での就業拡大、就業先を広げる派遣事業の推進に取り組んでいきます。そして何より、会員の安心と安全を第一とした安全就業対策を重点的に進めていきます。

○ 今後、導入が予定され、センターの存立にかかわる重大な影響が見込まれる消費税インボイス制度対策については、現下のセンターにとっての最重要課題

として、関係機関、関係団体等と協議しながら、鋭意、取り組んでいきます。

- 公益法人に移行してから12年目、また設立から46年目を迎える当センターは、令和4年度は、この基本的な考え方にに基づき、公益法人としての運営基盤を固め、地域社会に根ざした活力ある組織づくりを図りながら、地域社会への貢献を目指して、会員、役員、事務局が一丸となって取り組んでいきます。

II 基本方針

令和4年度事業運営の基本方針は、令和4年度が最終年度の5か年計画である「第二次中期計画」で掲げる「自主・自立」「共働・共助」の基本理念のもと、令和3年度の実施状況を踏まえ、中期計画「事業及び活動の方向」で示された5つの取組みを柱として、SDGsの視点を持ちながら、次のように定めて、令和4年度の事業を具体的に計画し実施します。

基本方針1「会員を確保する」

センターの運営基盤の安定、発展のために会員数を確保、増強していきます。そのために、①広報（PR・募集）の充実、②新規会員加入の促進及び③魅力あるセンターづくりの推進に取り組めます。

基本方針2「就業先を拡充する」

センターの事業基盤の安定及び会員の就業機会の維持・拡大のために、多様な就業先を確保し拡充していきます。そのために、①広報・情報提供の充実、②就業先の維持・確保及び③就業開拓の推進に取り組めます。

基本方針3「仕事の質を高める」

発注者、地域社会での信頼に応えるために法令順守、安全確保及び人材育成の観点から仕事の質の向上を図っていきます。そのために、①会員の知識、技術及び接遇の向上、②就業体制の強化及び③安全就業の推進に取り組めます。

基本方針4「地域貢献を推進する」

公益法人として果たすべき地域貢献のために区民の健康、生きがいづくり及び地域の課題解決に寄与できる活動を進めていきます。そのために、①会員の地域貢献意識の醸成、知識・技術等の活用及び②他団体との連携、貢献活動推進の態勢づくりに取り組めます。

基本方針5「組織を強化する」

公益社団法人として自立した運営を推進していくために会員による参加活動を活性化させるとともに、法人運営体制を強化していきます。そのために、①会員組織の強化及び②理事会・委員会・事務局体制の強化に取り組めます。

Ⅲ 事業計画目標

令和4年度の事業計画目標は前記の基本方針のもとに、第二次中期計画目標達成に向けて、本年度の目標を次のように定め事業計画を実施していきます。

※なお、以下の目標については、第二次中期計画及び前年度実績を踏まえた目標数値としました。また、令和3年度数値は決算推計数値とし、令和2年度までは実績数値とします。

○令和4年度（2022年度）（年度末）会員数目標：1,600人

単位：人

年度	R4	R3	R2	R元	H30	H29
会員数	1,600	1,582	1,562	1,601	1,504	1,513

○令和4年度（2022年度）年間就業率目標：78.0%

単位：%

年度	R4	R3	R2	R元	H30	H29
就業率	78.0	75.2	81.2	76.8	79.5	80.6

○令和4年度（2022年度）年間契約金額目標：7億2,000万円

単位：千円

年度	R4	R3	R2	R元	H30	H29
契約金額	720,000	727,971	715,312	698,713	693,379	718,064

Ⅳ 事業実施計画

令和4年度の事業については、【Ⅱ 基本方針】及び【Ⅲ 事業計画目標】を踏まえ、次のように、基本方針ごとに取組方向と事業を計画し実施していきます。

なお、各事業を進めるに当たっては、先進的な取り組みを行い成果を上げている他のセンターを調査検討し、積極的に取り入れていきます。

基本方針1 会員を確保する

取組み1. 広報（募集PR）の充実

【普及啓発事業】

センターの事業の理念や活動、事業等について、地域社会の区民に広く周知し、その理解と協力を得ながら、人生100年時代の高齢者活躍に相応しいイメージづく

りで会員加入を促進し、シルバー事業・活動による会員の生きがいくつくりと地域貢献を進めます。そのために、多様な広報・広告媒体を活用しながら、さまざまな機会を捉えてセンターの普及啓発活動を推進していきます。特にセンターの活力の基盤である会員数の維持・拡大を図るために、地域社会に対してセンター事業を広くPRして会員の入会促進を図ります。また、会員に対して会員相互の情報共有と会員としての意識高揚の醸成に努めます。

実施項目	実施内容	実施回数
①多様な媒体への広報・広告		
○ポスター掲示、チラシ・リーフレット配布	<p>センター事業のPR及び入会の勧誘・募集のために、イメージを一新するデザインのポスター・チラシ等による広報により、センターの認知度・イメージを向上させて、新規会員の加入に繋げていきます。</p> <p>会員による口コミ勧誘活動や区内開催のイベント、関係団体行事でのPR活動及び地域でのチラシ新聞折り込みやポスター掲示を実施します。</p>	<p>○ポスター区内全域掲示：年3回</p> <p>○チラシ新聞折込等：年3回 (受注促進PRと併せて)</p> <p>○新リーフレットの区施設・区内団体への配布</p>
○区広報紙への広告掲載	<p>区報「広報としま」に会員募集等の広告掲載を実施し、情報掲載欄に入会説明会の案内やセンター教室の開催情報を随時掲載します。</p>	<p>○区報への広告掲載：年6回</p> <p>○各種教室案内の掲載：毎月</p>
○会報「シルバー人材としま」の発行・配布	<p>会報「シルバー人材としま」を発行し、地域班協力班員が会員に配付するとともに、会報を区施設等への配布を拡大します。</p> <p>会報は、会員間の情報共有のため、紙面内容の充実に努めるとともに、配布に合わせて会員向け情報、警察署等からの防犯情報など会員にとって有益、必要な情報を提供します。</p>	<p>○定例号：年6回</p> <p>○臨時号：年2回</p> <p>○会員向け情報等の提供：年6回</p> <p>○区施設への会報配布：通年</p>
○各種広報・広告媒体によるPR・募集	<p>公的媒体の豊島区案内図、区役所証明書類用封筒等に加え、高齢者クラブ連合会や他の地域団体・法人の会報等へPR広告を掲載します。また、効果が見込まれる新たな広告媒体を活用します。</p>	<p>○公的媒体・他団体会報等への広告掲載：通年</p> <p>○新たな広告媒体の利用：検討</p>

②ホームページの充実	センターの事業に関する様々な情報や、理事会・各委員会の活動内容をホームページに掲載するとともに、随時更新し、常に最新情報を提供します。また、令和4年度はホームページのリニューアルを実施します。	○掲載情報の充実 ：通年 ○ホームページのリニューアル ：実施
③区内イベントへの参加	「ふくし健康まつり」、「商人まつり（池袋西口・大塚）」、「池袋本町ふれあい祭り」、「ファーマーズマーケット」、「大塚三業青空マルシェ」に参加するとともに、新たに他地域の商人まつりや高齢者クラブ、区民ひろばなどの地域団体行事への参加を検討し、広くセンターPR活動ができるように取り組みます。	○他団体イベント参加活動 ：年6回
④効果的な情報発信方法の実施	会員による口コミや地域班活動によるPR・勧誘活動を進めます。 また、としまテレビを活用し、センターPR情報を発信する他、PR促進のためにセンター紹介動画を作成しホームページに掲載します。	○会員勧誘活動（集中月間） ：年2回 ○としまテレビの活用：年4回 ○PR動画のHP掲載：実施

取組み2. 新規会員加入の促進

【会員入会促進事業】

新規会員加入を促進するため、入会説明会について、開催回数の増加及び各地域での出張開催など実施方法を改善するとともに、入会希望者のニーズに応じて就業・職種ごとに絞った説明会や、女性向けに工夫した説明会の開催及び他の就業相談機関と連携した開催を実施していきます。また、入会について、ホームページ等のITを活用して手続きを分かりやすく、負担軽減できるように工夫改善します。

実施項目	実施内容	実施回数
①入会説明会開催の充実	新規会員の入会促進のため、入会説明会の開催回数を増やし、西部・東部・南部地域での出張開催や休日開催により、入会に関心のある区民の方が参加しやすい開催方法を実施します。	○入会説明会開催 ：月2回（内、出張・休日・夜間：年4回）
②入会説明会内容の充実（職種別、女性向け）	就業の分野・職種別の募集状況に応じて新規会員を確保していくため、就業分野・職種別、女性向けなど、重点募集に合わせた就業説明及び案内を行う入会説明会を開催します。	○就業体験説明会・女性向け説明会の開催 ：年4回

③他団体就業相談機関との連携	ハローワークなどの就業相談機関と連携して、来所された相談者の希望・意向に応じてセンターでの就業を紹介し、新規入会に結びつけられる相談説明窓口の随時設置を実施します。	○ハローワークと連携した入会相談窓口設置 ： 試行
④入会手続きのIT・WEBの導入・活用	ホームページ内容を点検し、そのリニューアルを図るとともに、スマホ対応を行います。その際、入会申込みをより手軽に行えるようにIT・WEBの活用を実施します。	○ホームページのリニューアル ： 実施 ○IT・WEBの導入・活用： 実施

取組み3. 魅力あるセンターづくりの推進

【会員交流事業】

センターの基本理念である「共働・共助」のもと、会員が相互に就業や様々な活動で助け合いながら、長く会員として継続して活動できるようにするため、会員相互の交流を促進し、会員の自主的な活動等を支援します。

実施項目	実施内容	実施回数
①会員の自主的なサークル活動づくり	会員の仲間づくりなどの自主的な活動を促進するため、センター会員による自主的なサークル活動づくりに対して、募集案内や活動場所の機会提供などの支援に取り組みます。	○サークル活動場所の提供、募集案内の支援 ： 通年
②女性会員向け交流行事の開催	女性会員の活躍を推進するため、女性会員間の交流を促進するための行事を開催します。	○女性会員交流会の開催 ： 年1回
③会員の交流の場づくり	会員同士の交流を図るため、センター施設内に活動の場として「交流サロン」の設置を試行するほか、ホームページの会員交流ページの充実など交流環境の整備します。	○交流サロン開設 ： 試行 ○会員交流ページの充実 ： 実施

基本方針2. 就業先を拡充する

取組み1. 広報（受注PR）・情報提供の充実

【情報提供・受注促進PR事業】

区内の一般家庭、民間事業者及び区行政に対して、会員によるセンター就業への理解と協力を得ながら、業務受注の拡大を図っていくために、区民、区内の企業・

事業者、地域団体、商工団体及び区行政に対して、センター事業に関する定期的な情報提供や受注促進のための広告やPR活動に積極的に取り組みます。

実施項目	実施内容	実施回数
①センター事業及び受注促進PR広告の実施	<p>区民、事業者に対する受託（請負）・派遣・独自の事業PR・広告を実施するとともに、派遣と請負の受注拡大を目指した新たなチラシの配布やリーフレット等作成と、センター就業に対するイメージを高めるパンフレット作成を実施します。</p> <p>また、植木・襖などの技能業務や手作業・家事援助などの特定職種についての受注PRチラシの配布や、ホームページでの発注者向け記事の随時掲載や就業分野ごとの特集記事を掲載するなど、内容の充実を図ります。</p>	<p>○新チラシ等配付 新聞折込み（会員募集と併せて） ：年3回</p> <p>○新リーフレット・パンフレットの配布：通年</p> <p>○ホームページに発注者向け情報掲載(特集記事・動画配信)：実施</p>
②地域団体への受注促進活動・チラシ配布	<p>区内の町会連合会、商店街連合会、商工会議所、法人会、産業協会などの地域団体・商工団体へのセンター事業のPRや受注促進活動のため、訪問活動に努めます。</p>	<p>○地域団体・商工団体への訪問PR活動 ：5団体</p>

取組み2. 就業先の維持・確保

【受託（請負）事業・派遣事業・独自事業の実施】

センターの基幹的な事業である自転車駐車場管理、区民集会室管理、公園清掃、小学校通学案内、学校開放等の区公共事業を引き続き着実に受託していくため、センターの区所管部局である保健福祉部と事業関係部署と緊密に連携しながら、受注継続活動を実施していきます。また、地域の多種多様な民間事業所や、一般家庭からの受託業務を継続・安定的に受注するため、発注者への訪問活動を推進していきます。さらに、独自事業は、会員の経験と知識を活かしつつ地域貢献できるセンター自主事業として、充実した教室事業を実施していきます。

実施項目	実施内容	実施回数
①受託（請負）・派遣事業の発注者訪問	<p>豊島区からの受託業務を確保するため、引き続きシルバー人材センター事業の活用を区に要請するとともに、区関係部署に対する訪問活動などにより受注が継続できるように取り組みます。また、民間事業者等から継続・安定的に</p>	<p>○理事・常任委員の発注者訪問 ：年1回</p> <p>○事務局職員の発注者訪問</p>

	受注できるよう、新規及び継続受注発注者への訪問等のフォロー活動も実施します。	: 年2回 (集中月間の設定・実施)
②発注者満足度調査の実施	発注者の意向を把握するため、公共事業・民間事業や技能系職種の家を対象に発注者満足度調査を実施します。その結果に基づき業務改善を行い、顧客満足度の向上を図ることで業務を安定的に受託できるよう取り組みます。	○発注者満足度調査 : 年2回
③独自事業利用者満足度調査の実施	独自事業を会員自らの技能・能力と創意・工夫を活かし、自主的に実施できるようにするため、パソコン、英会話など各教室の利用者を対象に満足度調査を実施します。その結果を教室事業に反映して、教室事業の充実を図ります。	○各教室利用者満足度調査 : 年2回

取組み3. 就業開拓の推進

【就業拡大促進事業】

会員の就業先の開拓・拡大を促進するため、公共分野の、もっときれいな街づくり、公園清掃、キッズパーク・雑司ヶ谷公園等の施設管理、生活支援サービス等の円滑な実施や、民間分野の施設管理、清掃、家事援助サービスなどの委託（請負）業務件数の増加を図ります。また民間保育園の保育補助業務をはじめ派遣事業の業務範囲の拡大に積極的に取り組みます。業務拡大の際には公共・民間からの仕事の依頼（発注）に迅速で的確に応じられるよう、受注業務内容を調整し就業会員の知識、能力、経験、資格及び意向を把握して効果的なマッチングに十分留意して会員への就業機会の提供に努めます。また独自事業の充実・拡大策を検討・実施します。

実施項目	実施内容	実施回数
①受託（請負）事業の拡大	公共事業における、もっときれいな街づくり推進事業、アートトイレ設置公園清掃、児童通学案内、自転車駐車場管理、キッズパーク・雑司ヶ谷公園等施設維持管理等の事業の円滑な実施に取り組みます。 また、民間事業では高齢者世帯、子育て世帯などを対象とした生活支援・家事援助サービス等の受注拡大に向けて取り組みます。	○公共・民間事業の拡大 : 通年 (集中月間の設定・実施)

②独自事業の拡充	パソコン、英会話、体操、表装、絵手紙、着付の各教室事業の充実に取り組みます。また、専門的な資格・技能・能力を持つ会員を把握し、新たな教室の開設に向けて取り組みます	○各教室の充実 ：通年 ○新規事業 ：検討・実施
③シルバー派遣事業の拡大	シルバー派遣事業の一層の推進のため、民間分野での現在の施設管理関係業務や単発的業務派遣とともに、保育補助などの子育て・福祉分野や事務系、施設管理系、商業施設の作業系などの補助的派遣業務の開拓・拡大に積極的に取り組みます。	○多様な派遣事業の受注拡大 ：通年 (集中月間の設定・実施) ○派遣登録制度 ：実施
④生活支援お助け隊・家事援助サービス事業の推進	要支援1・2認定高齢者向けサービス「生活支援お助け隊」事業は、区や高齢者総合相談センター等との連携を深め、事業拡大に取り組みます。また、高齢者世帯及び子育て家庭向け支援となる家事援助サービス事業は、一般家庭向けのPRを行い、事業の拡大に取り組みます。	○生活支援お助け隊・家事援助サービス事業の受注拡大 ：通年(集中月間の設定・実施)
⑤空家適正管理事業の実施	「豊島区空家活用条例」に基づき、空家等の管理不全な状態になることの防止、管理不全な状態を改善するため、区と協定により事業のPRを進め、建物等屋外の見回り、屋外水栓の通水確認等の管理業務の受託促進に取り組みます。	○事業PR及び相談・受託 ：通年
⑥就業機会確保の取組み	未就業会員への状況確認調査を実施し、就業会員の掘り起し、就業体験等を通じて就業へのマッチングを促進します。 また、就業会員不足の職種や民間分野の就業については、分野別、職種別の就業説明会や就業相談会を入会説明会と同時に開催するなど就業紹介・提供の強化を図り、就業会員の確保を図りつつ就業拡大に取り組みます。	○未就業会員調査：年2回 ○就業情報の更新：毎週1回 ○就業相談の開催：毎月1回 ○就業・職種別説明、体験会の開催

基本方針3. 「仕事の質を高める」

取組み1 会員の知識、技術及び接遇の向上

【会員研修・講習事業】

発注者の信頼を得られる質の高いシルバーサービスを実現するために、シルバー会員として必要な基礎的な知識・マナー・就業に必要な知識・能力を付与して基本的な能力を高めていきます。職種（業務）別に必要な専門的な技能・技術、知識を付与するとともに、グループ就業の円滑な実施のためにリーダー育成のための研修等を実施します。また、会員の持つ知識・技能・技術・経験を調査し、就業に活用できるよう取り組みます。

実施項目	実施内容	実施回数
①グループリーダー研修の実施	職種別グループの現場リーダーの養成に努めながら、リーダーによるグループ運営習熟のための研修を実施します。	○職種別グループリーダー研修 ：年1回
②会員としての基礎的知識・技能の取得・接遇向上のための研修・講習の実施	業務・技能別研修に加えて、会員として必要なシルバー人材センターの概要や就業の基礎的な内容、接遇技術の研修を実施してシルバー会員としての知識、能力の向上を図ります。 役員研修、新入会員研修、きれいな街づくり業務研修、自転車駐車場管理業務研修、清掃会員研修、家事援助研修、児童通学案内業務研修、植木剪定・技能職研修など、センター独自の研修・講習を就業業務別に計画し、就業会員が必ず受講するように実施します。	○業務別会員研修の開催 (全就業会員対象) ：年1回
③関係機関が実施する研修・講習への派遣	ア. 東京しごと財団研修 理事研修、監事研修、就業支援講習、安全リーダー研修、植木安全就業研修 イ. 第3ブロック合同研修 役員研修、安全就業研修、会員研修 ウ. 豊島区（行政）研修 「生活支援お助け隊」従事者育成研修	○各研修対象者の派遣（事務局職員全員対象） ：研修受講1回 (必講)
④シルバー派遣事業に係る教育訓練	シルバー派遣事業について、派遣登録会員を対象に、基本的な派遣業務内容や派遣の仕組み、安全衛生といった基本的な内容の説明や、派遣業務知識、専門知識・技術習得のための教育訓練・研修を実施します。	○派遣登録会員向け研修 ：年1回 各業務別研修 ：随時実施

取組み2 就業体制の強化

【適正・分かち合い就業推進事業】

公益法人として、より高い法令遵守(コンプライアンス)が求められることから、適正な請負、委任業務として臨時的、短期的、軽易な仕事を受託し、会員が適正に就業できようにするため、現場就業を自主的に点検・改善できるよう、会員による巡回指導する制度を整備し、適正就業の一層の確保に取り組みます。

また、会員の就業に当たっては、就業適正化基準に基づく会員の就業日数等の公平化・平均化を図り、「共働・共助」の基本理念に基づく会員交代のグループ就業による分かち合い就業を進めていきます。

実施項目	実施内容	実施回数
①職種別適正就業のための体制づくり	適正就業及び分かち合い就業(グループ就業)の推進のため、公共就業について職種別のグループ設置を図るとともに、リーダーの養成に努め、必要な就業内容等を自主的に点検・改善ができる体制づくりに取り組みます。	○就業内容等の点検・改善の体制づくり : 通年(集中月間の設定・実施)
②適正就業の推進	東京労働局や東京しごと財団による調査・指導等のほか、センターの自主点検・巡回指導を通して、就業現場で発注者からの指揮命令や従業員との混在がないかなど、適正な請負・委任契約のための点検改善に加え、マニュアル整備等の適正な受託事業の実施に取り組みます。	○適正就業の自主点検・巡回指導体制整備: 会員の自主的点検 : 通年(集中月間の設定・実施)
③就業適正化・分かち合い就業の推進	「就業適正化基準」及び就業適正化委員会での点検結果に基づき、対象職種についての「分かち合い就業」を推進していきます。東京しごと財団の適正就業巡回指導で指摘されている就業日数・時間数の多い就業について、その改善に向けて取り組みます。そのために職種別の点検を行いながら、順次就業会員の交代等により、分かち合い就業を推進していきます。	○対象職種での取り組み : 通年(集中月間の設定・実施)

取組み3 安全就業の推進

【安全就業推進事業】

会員が健康で安全に就業するために、会員一人ひとりが安全就業の推進に自主的に取り組めるよう、巡回安全指導の体制整備を図るとともに、会員の心身の健康維持や体力維持に関する自己管理への助言指導、安全就業の意識向上及び事故防止対策を一層推進します。

実施項目	実施内容	実施回数
<p>①全就業及び安全意識の向上</p>	<p>会員一人ひとりが事故の未然防止に自主的に取り組めるよう、安全点検指導の体制整備を図るとともに、会員の安全就業意識の向上と健康・体力維持の促進を図ります。</p> <p>そのために、安全大会をはじめ、熱中症・感染症対策研修、体操教室、健康管理セミナー、体力測定会を開催します。また、7月を「安全就業強化月間」と定め、普及啓発を実施します。</p> <p>ア 会報の毎号へ啓発記事を掲載 イ 安全管理・事故防止特集号の作成 ウ 安全チラシ(しごと財団・センター作成)配布 エ 安全就業のための帽子・ベスト等の配付、植木会員への安全帽・安全帯等の配付 オ 安全グッズ(熱中症・感染症予防用品)の配付 カ 安全就業標語募集等による安全意識の向上 キ 新型コロナウイルス感染症対策の徹底 ク 安全点検指導体制の整備及び点検改善指導の実施 ケ 安全ハンドブックの作成・配付</p>	<p>○安全大会の開催 ：年1回</p> <p>○各業務別安全研修：業務別研修に組み込み実施</p> <p>○会報へ啓発記事掲載：年6回</p> <p>○会報安全特集号の発行：年1回</p> <p>○安全・感染症予防の周知：随時</p> <p>○安全・感染症予防グッズ配付：通年</p> <p>○被服貸与：通年</p>
<p>②事故防止対策の徹底</p>	<p>新規契約の就業、就業経験の浅い就業会員、定期的なパトロールが必要な就業場所、事故発生率の高い就業現場を中心に安全管理委員による、会員安全就業パトロールを実施します。</p> <p>また、就業途上の安全対策強化のために事故防止(自転車安全利用を含む)策を実施します。</p> <p>さらに、傷害・賠償事故の防止のために、ヒヤリハット事例・事故発生状況の分析検討を行い、作業別安全就業基準の見直し及び安全作業ハンドブックの作成により、会員へ周知徹底を図ります。</p> <p>また、各就業の実施前、研修・会議等の開催前に参加者全員での体操を必ず実施する。</p>	<p>○安全点検体制：会員による自主的な点検改善：通年(集中月間の設定・実施)</p> <p>○安全管理委員巡回パトロール：年4回</p> <p>○作業別の安全就業基準の見直し安全作業ハンドブック作成：実施</p> <p>○就業等前の準備体操：毎回実施</p>

③安全教育・講習の一層の推進	作業別安全就業基準及び安全作業マニュアルに基づく講習会、専門講師による講習会を定期的に実施します。また、自転車安全講習等の交通安全意識の向上を強化します。	○職種別研修・講習会の実施 ：業務別研修会に組み込み実施 ○自転車講習会 ：年1回
④感染予防・フレイル予防・健康管理・体力維持の強化	会員自らが健康状態の把握と健康・体調管理、体力維持ができるように、体調管理や健康づくりの情報の提供、感染症等の疾病予防研修、健康管理セミナーや高齢者向け体力測定会を実施します。	○熱中症予防教室、感染予防教室、健康管理セミナー ○体力測定会の実施：各年1回

基本方針4. 「地域貢献を推進する」

取組み1 会員の地域貢献意識の醸成、知識・技術等の活用

【地域ボランティア・社会貢献事業】

地域社会への貢献活動を推進するため、地域班や会員によるボランティア活動について、会員が活躍できる活動への支援を実施します。

取組み2 地域貢献活動推進の仕組みづくり

【地域貢献推進事業】

会員による地域貢献を推進できるよう、地域班とともに事務局が推進担当として態勢確保に努めます。また、関係団体や地域団体と連携を取りながらボランティア活動を推進します。

実施項目	実施内容	実施回数
①地域貢献活動の推進	地域班・委員会による地域貢献活動を推進させるため、地域班・委員会のイベント参加やボランティア活動について、地域班と連携して地域貢献活動を支援します。	○活動推進の支援 ：実施
②関係団体・地域施設との連携	地域区民ひろば、社会福祉協議会及び豊島区高齢者クラブ連合会等との連携を図ります。また、各地域の商人まつりへの参加や、地域ニーズの把握や関連団体や関係機関との連携づくりを検討しながら、会員が活躍できる地域貢献	○地域団体・商工団体との連携 ：受注拡大・会員募集PR活動と合わせた連携

	活動の場づくりに取り組みます。	○地域貢献のための区民向け講習会・教室の開催 : 技能職種・教室の特別開催
--	-----------------	--

基本方針5. 「組織を強化する」

取組み1 会員組織の強化

【地域班・職群班活動支援事業】

地域班は、シルバー人材センターの自主的・主体的な組織活動を担う会員の基礎的な組織として、センターの事業理念である「自主・自立」、「共働・共助」を実現し、その発展を支えます。また、職群班は、会員による自主的な運営を通じて職種ごとに事業理念を実現すべく、班員相互の情報共有や連帯意識の醸成、技術・技能の向上及び安全就業意識の向上を図るとともに、センターとの連携を密にし、業務効率を高めるための組織です。

どちらも会員の連帯による「自主・自立」、「共働・共助」の下でセンター事業を推進する重要な基盤であるため、その活動を支援し、活性化を図っていきます。

実施項目	実施内容	実施回数
①地域班活動の充実	8班体制による地域班活動の本格実施がスタートし、約8年が経過する中、各班の創意工夫で様々な活動が展開されています。コロナ禍であっても負けないよう、今後も地域班活動を通じて、会員同士の交流と連帯感の醸成を促進できるよう、活動の場の確保などの活動支援を行います。	○地域班活動の支援 : 通年 (集中月間の設定・実施)
②職群班・業務別グループの充実	令和3年度より従来の植木作業班、パソコン教室班に加えて、新たに家事援助職群班が新設されました。さらに、職群班を拡大して職種別に就業グループを編成し運営できるよう取り組みます。	○職群班の拡大 : 実施

取組み2 役員・職員（理事会・委員会・事務局）体制の充実強化

【法人運営事業】

公益社団法人として、基本理念のもと、区内の働く意欲のある健康な高齢者が経験や能力を生かして働ける機会を提供し、地域社会に貢献できるよう、引き続き法

人運営の充実・強化に取り組みます。また、法人の目的及び理念について、法令を遵守しながら効率的で効果的な業務執行により実現できるよう、理事会・委員会等の運営の充実、事務局体制の強化、効率的な事務執行体制の確立、重要課題である消費税インボイス制度対策、危機管理態勢の確立及び新中期計画の策定に取り組みます。

実施項目	実施内容	実施回数
①理事会運営の充実	法人運営の中心的機関である理事会について、引き続き毎月の定例会、課題に応じた臨時会を行うとともに、必要な情報収集を行い運営が活性化するように努めます。また、各理事は委員会及び地域班を担当し、法人運営の推進に取り組みます。	○定例会：月1回 ○臨時会：随時
②委員会運営の充実	センターの意思決定機関である理事会を中心に、その下部組織として4つの常任委員会、2つの特別委員会に加え中期計画策定委員会を設置し、各委員会で所掌事項に関わる諸課題などの調査検討を行いながら、会員が参画する組織運営を推進します。	○各委員会の運営 ：実施
③事務局体制の充実・強化	<p>業務・事業状況に応じて機動的に職員を配置し、業務対応力の向上を目指して、グループ(庶務G・公共事業G・民間事業G等)制を実施します。また、職員の資質・能力向上のため、専門的研修の充実、他センター職員との情報交換・交流等を促進します。さらに、効率的な事務局運営を図ることを目的とし、ICTシステムなどの活用による事務の効率化を推進します。</p> <p>法人経営の基本となる会計・財務については、監事による決算監査以外に中間監査、現金監査及び公認会計士による会計指導などの計画的な実施により、健全で適正な会計財務に取り組みます。</p> <p>人事労務や法務分野では、専門家と連携しながら事務局に対する指導支援を図り、事務局の働き方改革、法人運営のリスクマネジメント及びコンプライアンスの向上を図ります。</p>	<p>○各研修対象者の派遣 ：職員全員の研修派遣実施</p> <p>○公認会計士・社会保険労務士等の専門家の相談指導体制の充実 ：実施</p>

<p>③危機管理態勢の強化</p>	<p>会員の就業時における人命に関わる事故など、緊急事態に対応できるよう、コールセンターを運営します。また、緊急時対応のための危機管理会議の運営、会員、役員及び事務局の緊急連絡体制の構築や必要な災害対策用品の確保を図るなど、災害時や緊急事態における危機管理態勢の強化及び迅速な対策を実施します。</p>	<p>○危機管理態勢の強化・対策の実施 ：通年 ○会員緊急連絡システム充実 ：実施</p>
<p>④第3次中期計画（令和5年度～9年度）の策定</p>	<p>次期中期計画（第3次：R5～R9年度）の策定に向けて、中期計画策定委員会を設置し、計画策定に必要な調査を実施します。</p>	<p>○計画策定委員会の設置 ：4月設置 ○中期計画策定のため調査・検討 ：実施 ○新中期計画策定 ：令和5年3月策定</p>
<p>⑤消費税インボイス制度対策の実施</p>	<p>令和5年10月に導入される予定の消費税インボイス制度によるセンター事業・運営への影響、課題及び対策を検討し、区をはじめとする関係機関、関係団体等と協議しながら対策を実施していきます。</p>	<p>○対策検討会議の設置：4月設置 ○対策の調査検討・実施 ：区及び東京都連合・第3ブロック各センターとの対策の調査検討、対策実施</p>

※別表 理事会、各種委員会の所掌事項等

会議体名	人数	所掌事項	開催頻度
理事会	12名	センターの業務執行の決定 理事の職務の執行管理	毎月
常任委員会	企画総務委員会	総会運営準備、社会奉仕活動・イベントの計画、組織強化・活性化施策の検討、センターの運営に関すること	隔月
	事業委員会	就業開拓、就業相談、独自事業開拓、発注者訪問実施、会員研修・能力開発	隔月
	広報委員会	会報の編集・発行、センターのPR、ホームページの充実、調査・研究	毎月
	安全管理委員会	安全就業に関する施策の検討・実施、巡回指導、事故防止対策の検討、安全大会の開催、会員の安全・健康の啓発	隔月
特別委員会	就業適正化委員会	会員の就業における期間延長、違反措置に関すること、就業適正化の推進	年4回
	賠償額判定委員会	会員による賠償事故のうちシルバー保険の対象外となるものの賠償額の判定	随時

※なお、第3次中期計画策定のための特別委員会を令和4年4月に設置（1年間）する予定です。